【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年10月18日
【会社名】	株式会社シーズメン
【英訳名】	C’sMEN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　三河　宏彰
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目５番４号
【電話番号】	03（5623）3781
【事務連絡者氏名】	経理情報システム課長　　保住　光良
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目５番４号
【電話番号】	03（5623）3781
【事務連絡者氏名】	経理情報システム課長　　保住　光良
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2021年10月14日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年10月14日

(2) 当該決議事項の内容
議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件
１．資本金の額の減少（減資）及び剰余金の処分を行う理由
今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替える。
２．資本金の額の減少（減資）の要領
(1) 減少する資本金の額
資本金の額の788,148,100円のうち738,148,100円を減少し、減少後の資本金の額を50,000,000円とする。
(2) 資本金の額の減少の方法
減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替える。
(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日
2021年10月15日
３．剰余金の処分の要領
会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少によって増加したその他資本剰余金を減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当する。
(1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金　　738,148,100円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　　738,148,100円

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	決議の結果	
				賛成比率（%）	可否
議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件	16,975	43	0	99.7	可決

（注）　本議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものの集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上